

群馬県公立大学法人の通報窓口

当法人における法令違反行為等の早期発見と是正を図るため、役職員等から法令違反行為等に関する通報を受け付ける窓口を設けています。通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることはありません。

■ 通報窓口

群馬県公立大学法人事務局

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上の手1395-1

TEL 0270-65-8514 E-mail kansa@mail.gpwu.ac.jp (通報専用メールアドレス)

※電話・面会の受付時間 8時30分から17時15分(土日祝日・年末年始を除く)

■ 通報の方法

- ・郵便、電話、電子メール又は面会のいずれかの方法で受け付けます。
- ・通報する場合は、別掲の公益通報書を作成し、証拠書類等とあわせて通報窓口へ提出してください。

■ 通報窓口を利用できる者

- ① 法人の役員及び教職員(非常勤職員を含む)
- ② 法人との契約に基づいて法人の業務に従事する者(派遣労働者を含む)
- ③ 県立女子大学及び県民健康科学大学の学生
- ④ 過去に①～③であった者
- ⑤ 法人と取引している事業者又は取引を検討されている事業者等

■ 通報対象となる行為

- ① 法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- ② 個人の生命、身体、財産等を害し、又は害するおそれのある行為
- ③ 法人の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

通報処理に関する手続きの流れ

※ 連絡先を明らかにしないで行われた通報の場合は、通報者への通知は行わないものとします。

